

I 漁業権の免許状況 (平成31年1月1日現在)

1 免許状況

千葉県は、県内 44 漁業協同組合 (海面 28・内水面 16) に対し、漁業権を免許しており、その概要は下表のとおりである。

区 分		件 数
共同漁業権	海面	65 件 (うち短期免許 3 件)
	内水面	15 件
	小 計	80 件
区画漁業権	海面	43 件 (うち短期免許 9 件)
	内水面	4 件
	小 計	47 件
定置漁業権	海面	11 件
合 計		138 件 (うち短期免許 12 件)

※ この他、本県に關係する漁業権として、海面には大根漁業権(千葉県及び茨城県共有の共同漁業権。平成31年1月1日現在は千葉県知事が免許。)が、また内水面には江戸川の漁業権(千葉県、東京都及び埼玉県共有の共同漁業権。東京都知事が免許。)がある。

2 漁業権の存続期間

- 共同漁業権 …………… 10 年 (短期免許は 1 年以下)
平成 25 年 9 月 1 日から平成 35 年 8 月 31 日まで
- 区画漁業権 (1 種) …… 5 年 (短期免許は 1 年以下)
平成 30 年 9 月 1 日から平成 35 年 8 月 31 日まで
- (2 種) …… 10 年
平成 25 年 9 月 1 日から平成 35 年 8 月 31 日まで
- 定置漁業権 …………… 5 年
平成 30 年 9 月 1 日から平成 35 年 8 月 31 日まで

3 漁業権の種類

(1) 共同漁業権

- 第 1 種 定着性の水産動物、海藻類等を目的とする漁業
(海面：あわび、さざえ、いせえび、あさり、はまぐり、わかめ、ひじき等)
(内水面：しじみ、かき、あさり、はまぐり、えむし)
- 第 2 種 網漁具を移動しないように敷設して営む漁業であって定置漁業及び第 5 種共同漁業以外のもの
(固定式さし網、すだて、小型定置)
- 第 3 種 地びき網漁業であって第 5 種以外のもの
- 第 5 種 内水面において営む漁業であって第 1 種以外のもの
(こい、ふな、うなぎ、あゆ、うぐい等)

(2) 区画漁業権

- 第 1 種 一定の区域内において石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業
(のり養殖、わかめ養殖、垂下式あわび養殖、ぶり・まだい等の魚類小割式養殖、二枚貝垂下式養殖)
- 第 2 種 土、石、竹、木等によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業
(ひらめ等の築堤式養殖)

(3) 定置漁業権

最高潮時において身網の最深部が水深 27m 以上に設置される定置網

ウ 木更津・富津地区

